

相続手続依頼書兼解約払戻請求書 (兼 特定口座開設者死亡届出書・非課税口座開設者死亡届出書)

告

契印

届出日 年 月 日 (代表相続人の実印)
 受付店 () 年 月 日現在

貴金庫と取引をしておりました下記被相続人は死亡し、私（共）が右記相続財産を相続することとなりました。
 ついては、私（共）は、指定した代表相続人が名義書換および解約払戻請求手続を行うことに同意いたします。
 なお、本件に関し相続人その他の権利関係を有する者は、私（共）以外に存在しません。
 また、被相続人に国債・投資信託等の金融商品取引がある場合は、追記1および追記2に記載してある該当する口欄に代表相続人がチェックを記すことで、相続手続を行うことに同意いたします。
 万一、私（共）以外の者から権利を主張されるなど、本件に関して後日どのような紛議が生じましても、私（共）が連帯してその責を負い、貴金庫にはご迷惑、ご損害はおかけしません。

1. 相続預金等の明細表示およびその内容
 (取扱区分欄は選択のうえ○印で囲んで下さい)

預金等の種類	店番一口座番号	残高(証書金額)	通帳等の有無	取扱区分	譲受人名
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
出資金				脱退・譲渡	

上記「通帳等の有無」欄に「紛失」と表示したものについては、未提出のまま処理して下さい。
 なお、発見した場合は、直ちに貴金庫に返却いたします。
 ※ 記入欄が不足する場合は、別紙「1-2 預金等の明細表示追記」欄にご記入下さい。
 ※ 被相続人に国債・投資信託・貸金庫取引がある場合は、追記用1および2の該当欄にご記入ください。

被 相 続 人	お名前	死亡時の住所		
	生年月日 年 月 日	死亡年月日 年 月 日		
代 表 相 続 人	代表相続人(請求者)・遺言執行者・() 手続受任者・成年後見人			実印
	住所			
	連絡先 自宅・携帯 (- -)			
	お名前			
相 続 人	相続人 代理人資格 () ()	相続人 代理人資格 () ()		
	住所	住所		
	お名前	お名前		実印
相 続 人	相続人 代理人資格 () ()	相続人 代理人資格 () ()		
	住所	住所		
	お名前	お名前		実印
相 続 人	相続人 代理人資格 () ()	相続人 代理人資格 () ()		
	住所	住所		
	お名前	お名前		実印

2. 遺言書等の有無の確認 (○印を記入して下さい)
 被相続人の遺言書 あり ・ なし 遺産分割協議書 あり ・ なし

3. 解約払戻金の受領方法
 相続預金等(出資金、出資配当金を含みます)は解約のうえ、次の口座に振込入金して下さい。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義
		当座預金 普通預金		刃がナ

※ 呉信用金庫以外の金融機関にお振込を指定される場合は、所定の手数料が必要となります。
 ※ 相続預金を分割のうえ振込む場合は、別紙「3.解約金払戻金受領方法追加」欄にご記入下さい。
 ※ 4月1日から5月末日までに本依頼書を提出いただいた場合で、上記口座が当金庫本支店の口座のときは、出資配当金を後日当該口座へ自動入金いたしますので、上記口座は出資配当金お受取りまで解約しないようお願いいたします(お受取時期は6月中旬の予定です)。

【個人情報のお取扱いについて】お届けいただきました個人情報は、この相続手続以外には使用いたしません。
 (金庫使用欄) 喪失届登録日 (年 月 日) 受付番号 ()

個人情報利用目的説明		集中センター使用欄			処理確認印	
説明日	年 月 日	検印	係印	登録日	処理日	検印
説明場所	店頭・勤務先・自宅・その他 ()					
説明者	印					

受 付 店							口座開設店		
部店長印	検印(内管者)	係印	融資確認	出資確認	印鑑照合	受付	部店長	検印(内管者)	係印

※ 相続人記載欄が不足する場合は、別紙「相続人追記」欄をご利用下さい。
 未払配当金受取口座を上記解約金受領口座に変更する(当金庫口座のみ指定可)。
 未払配当金は現金受領するため、配当金受領書を送付する。
 ⑨預金230-03 保:手続完了後10年 事統 202104

相続手続依頼書兼解約払戻請求書（追記用1）

相続人の追記

相続人	相続人 () () 住所	代理人資格 () ()	相続人	相続人 () () 住所	代理人資格 () ()
	お名前	実印		お名前	実印
	相続人 () () 住所	代理人資格 () ()		相続人 () () 住所	代理人資格 () ()
	お名前	実印		お名前	実印

1-2 預金等の明細表示（追記）

（取扱区分欄は選択のうえ○印で囲んで下さい）

年 月 日現在

預金等の種類	店番-口座番号	残高（証書金額）	通帳等の有無	取扱区分	譲受人名
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	
			ある・紛失	払戻・名義変更	

2 貸金庫の取扱

貴金庫と被相続人が契約しておりました貸金庫（貸金庫契約店 _____ 貸金庫番号 _____

について私（共）全相続人が協議の結果 _____ が相続人を代表して貸金庫の

格納品を搬出し解約いたします。

3. 解約払戻金の受領方法追加

相続預金等は解約のうえ、次の口座に振込入金して下さい。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義	振込金額
		当座預金 普通預金		リガナ	
		当座預金 普通預金		リガナ	
		当座預金 普通預金		リガナ	
		当座預金 普通預金		リガナ	

被相続人名

契印

契印

4. 国債のお取引口座の取扱

① 【一般口座の相続・遺贈】

租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において被相続人等の特定公社債を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【取得証明書発行依頼】

租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において、被相続人等の相続上場株式等を下記相続人等の特定口座に移管するため、被相続人等の相続上場株式等について、「相続上場株式の得証明書」の発行を依頼します。

② 【特定口座の相続・遺贈】

【特定口座開設者の死亡届出】

租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けている口座開設者が死亡し、当該特定口座につきその相続が開始されましたので、租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定により、この旨届出ます。

【特定口座への相続・遺贈】

租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において被相続人等の特定公社債を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【一般口座への相続・遺贈】

相続、遺贈において被相続人等の特定公社債を相続人等の一般口座に移管することを依頼します。

被相続人等氏名	<input type="checkbox"/> お取引口座番号	<input type="checkbox"/> 特定口座番号
相続人等氏名	<input type="checkbox"/> お取引口座番号	<input type="checkbox"/> 特定口座番号
生年月日	年 月 日	

5. 国債の明細表示および取扱内容

① 【一般口座への移管】

以下に指定した明細のとおり特定公社債を相続人等の一般口座に移管することを依頼します。
なお、払出した特定口座内保管の上場株式等は一般口座への払出としてください。

② 【特定口座への移管】

租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

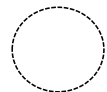
③ 【国債の売却】

以下に指定した明細のとおり特定公社債の払出を依頼します。

銘柄名	額面（円）	取扱区分
		売却 ・ 相続（遺贈）
		売却 ・ 相続（遺贈）
		売却 ・ 相続（遺贈）
		売却 ・ 相続（遺贈）
		売却 ・ 相続（遺贈）

※ 国債の中途換金の場合は、売却・相続（遺贈）時点での相場により、受領金額を計算いたします。

営業所等の受理日付印



相続手続依頼書兼解約払戻請求書（追記用2）

被相続人名 _____

契印 

6. 投資信託のお取引口座の取扱

- 被相続人等が利用していました下記の出信取引口座を相続人等に移管するとともに抹消したいのでお届けいたします。また、当口座にかかる自動払いぞく投資契約およびインターネットサービスも解約いたします。

被相続人等氏名	<input type="checkbox"/> 一般口座	<input type="checkbox"/> 特定口座	<input type="checkbox"/> 非課税口座

① 【一般口座から特定口座への相続・遺贈】

【上場株式等の移管】

- 租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続等口座に係る相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【取得証明書の発行依頼】

- 租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において、被相続人等の相続上場株式等を次の相続人等の特定口座に移管するため、被相続人等の相続上場株式等について、「相続上場株式等の取得証明書」の発行を依頼します。

【一般口座の廃止】

- 上記出信取引口座および振替決済口座を抹消したいのでお届けいたします。また、当該口座にかかる自動払いぞく投資契約も解約いたします。

② 【特定口座から特定口座への相続・遺贈】

【特定口座開設者の死亡届出】

- 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けている特定口座開設者が死亡し、当該特定口座につきその相続が開始されましたので、租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定により、この旨届出ます。
- 租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続等口座に係る相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【特定口座の廃止】

- 租税特別措置法第37条の11の3第1項および37条の11の6第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定により、この旨届出ます。

③ 【非課税口座から特定口座への相続・遺贈】

【非課税口座開設者の死亡届出】

- 租税特別措置法第9条の8および同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けている非課税口座開設者が死亡しましたので、租税特別措置法施行令第25条の13の5の規定により、この旨届出ます。
- 租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続等口座に係る相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【取得証明書の発行依頼】

- 租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において、被相続人等の相続上場株式等を次の相続人等の特定口座に移管するため、被相続人等の相続上場株式等について、「相続上場株式等の取得証明書」の発行を依頼します。

【非課税口座の廃止】

- 租税特別措置法第9条の8および同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けることをやめたいので、同条第16項の規定により、非課税口座を廃止する旨届出ます。

④ 【非課税口座内上場株式等の非課税口座から課税口座への移管】

- 下記の非課税管理勘定または累積投資勘定の非課税口座内上場株式等につき、一般口座に移管する旨依頼します。なお、特定口座への移管にあたっては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第27号の規定により依頼します。

< 移管を希望する非課税口座内上場株式等に係る情報 >

勘定年分	種類	銘柄	口数
年分	投資信託		
年分	投資信託		
年分	投資信託		
年分	投資信託		
年分	投資信託		
年分	投資信託		

7. 投資信託の明細表示および取扱内容

- 被相続人等が契約している、引落口座から預金口座振替による出信の取扱（定時定額）中止を依頼します。
- 移管する各銘柄が自動払いぞく投資コースであり、かつ相続人等が初めて当該口座で保有する場合には、貴金庫の自動払いぞく（累積）投資約款に基づき、自動払いぞく投資口座を設定することを依頼します。

- ① 【一般口座から特定口座への相続・遺贈】
- ② 【特定口座から特定口座への相続・遺贈】
- ③ 【非課税口座から特定口座への相続・遺贈】

ファンド名	数量（口数）	年 月 日現在 移管後の収益分配金の取扱
		<input type="checkbox"/> 再投資 <input type="checkbox"/> 再投資停止のうえ、指定口座振込
		<input type="checkbox"/> 再投資 <input type="checkbox"/> 再投資停止のうえ、指定口座振込
		<input type="checkbox"/> 再投資 <input type="checkbox"/> 再投資停止のうえ、指定口座振込
		<input type="checkbox"/> 再投資 <input type="checkbox"/> 再投資停止のうえ、指定口座振込
		<input type="checkbox"/> 再投資 <input type="checkbox"/> 再投資停止のうえ、指定口座振込
		<input type="checkbox"/> 再投資 <input type="checkbox"/> 再投資停止のうえ、指定口座振込
		<input type="checkbox"/> 再投資 <input type="checkbox"/> 再投資停止のうえ、指定口座振込

※ 各ファンドの口数は、相続・遺贈処理日の運用実績で計算を行います。

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算の特例の適用の有無 有 無

被相続人等の非課税口座に設けられていた非課税管理勘定または累積投資勘定の区分（非課税口座を開設している場合）
 非課税管理勘定（一般NISA） 累積投資勘定（つみたてNISA）

廃止する非課税口座に設けられている非課税管理勘定または累積投資勘定の年分

- 【非課税管理勘定】 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年
- 【累積投資勘定】 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2024年
- 2025年 2026年 2027年 2028年 2029年 2030年 2031年
- 2032年 2033年 2034年 2035年 2036年 2037年 2038年
- 2039年 2040年 2041年 2042年

相続人等の出信取引口座

相続人等氏名	特 定 口 座

生年月日 年 月 日

相続人等の出信取引口座を開設する営業所の所在地等

所在地	〒 -
名称	呉信用金庫 支店

被相続人等が非課税口座を開設していた営業所

所在地	〒 -
名称	呉信用金庫 支店

営業所等の受理日付印

